

坂東市合併20周年記念キャッチフレーズ募集要領

1 趣旨

坂東市は、平成17年3月22日に岩井市と猿島町の合併により誕生し令和7年3月22日で合併20周年を迎える。この20年という節目を祝うため、坂東市合併20周年記念事業（以下「記念事業」という。）を実施する。

この記念事業を広く市内外にPRするとともに、市民と一体となって記念事業を推進するため、合併20周年記念キャッチフレーズ（以下「キャッチフレーズ」という。）を募集する。

2 応募資格

(1) 坂東市内に在住し、以下のいずれかの区分に該当する方

ア 市内の小学校又は中学校に在籍する児童生徒

イ 坂東清風高等学校に在籍する生徒

ウ 市外の小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる教育を行う学校に通学する児童生徒

エ 小学生、中学生又は高校生に相当する年齢の方（平成17年4月2日から平成29年4月1日までに生まれた方）

(2) 坂東市外に在住し、前号ア又はイに該当する方

3 作成条件

以下の条件を全て満たすこと。

(1) 記念事業の趣旨を踏まえたものであること。

(2) 合併20周年を魅力的に印象付けるものとし、坂東市への思いやイメージ等を表現したもので、分かりやすく、親しみやすいものであること。

(3) 一般的なパソコンで表示が困難な文字を使用していないこと。

なお、それ以外の漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号は使用してよい。

4 応募期間

令和5年9月21日（木）～令和5年10月20日（金）※消印有効

5 応募内容

（1）キャッチフレーズ

別紙「坂東市合併20周年記念キャッチフレーズ応募用紙」に記載することとし、文字数は20文字前後とすること。

なお、応募用紙1枚につき1作品とすること。

（2）その他の記載内容

応募用紙に氏名・年齢・住所・電話番号・学校名・学年を記入すること。

また、電子データで応募する場合は、上記に加えメールアドレスを記載すること。

6 応募方法

電子メール、郵送及び直接持参で受け付けるものとする。

（1）電子メール

- ・件名を「坂東市キャッチフレーズ応募」とすること。
- ・提出先メールアドレス：kikaku@city.bando.ibaraki.jp

（2）郵送・直接持参

- ・郵送の場合は、封筒に「坂東市キャッチフレーズ応募」と明記すること。
- ・提出先
〒306-0692 坂東市岩井4365番地
坂東市役所企画部企画課 宛て
TEL 0297-21-2181（直通）
- ・受付時間：平日 8時30分～17時15分

7 応募点数

1人3点まで応募可能とする。

8 選考方法

- (1) 応募された作品の中から、坂東市合併20周年記念事業市民会議で採用候補作品（優秀賞）5点を選考し、最終的に、採用作品（最優秀賞）1点を選考する。
- (2) 採用とならなかった作品の作成者への通知は行わない。
- (3) 選考過程、選考結果及び選考理由についての問合せ等には応じない。

9 入賞発表

広報ばんどう及び坂東市ホームページで発表するとともに、入賞者には直接通知する。

10 表彰等

入賞者に次のとおり賞を贈ることとし、表彰は合併20周年記念式典で実施する。ただし、同一の応募者が複数の作品で入賞した場合は、副賞はうち1点のみを対象として贈呈する。

- (1) 最優秀賞（採用作品） 1点 賞状及び副賞の贈呈
- (2) 優秀賞 4点 賞状及び副賞の贈呈

11 採用後の活用

最優秀賞作品（採用作品）は、記念事業のポスターやチラシ等に掲載し、広報やPR等のプロモーションに使用する。優秀賞作品についても、同様に使用することがある。

12 注意事項

- (1) 応募作品は自作かつ未発表のものに限る。
- (2) 応募作品に係る著作権等の一切の権利は、坂東市に帰属するものとする。帰属に係る手続等は保護者で行うこととする。
- (3) 応募に係る費用の負担は応募者の負担とする。
- (4) 応募用紙は返却しない。

- (5) 応募に際し記載された個人情報 は 記念事業のみに利用し、応募者の同意なく、利用目的の範囲を超えて利用しない。ただし、作品が入賞した場合には、氏名、学校名、学年を市のホームページや広報等に掲載するとともに、報道機関を含めた関係者に提供することがある。
- (6) 採用作品が他の著作物の著作権等を侵害するおそれがある場合は、採用を取り消すことがある。

1.3 その他

その他、キャッチフレーズの応募及び選定に関し必要な事項については、坂東市合併20周年記念事業検討委員会において定める。